

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和2年04月01日	令和2年度水素エネルギー普及促進事業SHSを活用したFCV体験乗車事業	8,300,000	環境政策局 地球温暖化対策室	株式会社ホンダカーズ京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	令和2年04月01日	令和2年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	34,028,000	環境政策局 地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	令和2年04月01日	令和2年度こどもエコライフチャレンジ推進事業委託	18,398,820	環境政策局 地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	令和2年04月06日	令和2年度京のアジェンダ21推進事業に関する業務委託	10,886,000	環境政策局 地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	令和2年04月07日	令和2年度省エネ行動促進プログラム実施業務	9,845,000	環境政策局 地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	令和2年04月01日	令和2年度すまいの創エネ・省エネ応援事業助成制度の申請に関する業務	(当初) 12,265,000 (変更後) 10,532,500	環境政策局 地球温暖化対策室	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	令和2年05月21日	令和2年度河川水質調査委託	8,665,800	環境政策局環境企画部 環境指導課	エヌエス環境株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
008	令和2年04月01日	京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託	5,940,000	環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課	日本通運株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
009	令和2年04月01日	京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託について	予定総額 7,856,200	環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課	日本通運株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
010	令和2年04月01日	市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業	33,550,000	環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	令和2年06月12日	京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託	77,101,200	環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課	日本通運株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
012	令和2年06月12日	京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託について	予定総額 76,899,784	環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課	日本通運株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
013	令和2年07月30日	令和2年度「食品ロス削減推進事業」PR業務	10,569,900	環境政策局循環型社会推進部 ごみ減量推進課	株式会社日商社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
014 令和2年04月01日	し尿収集及び運搬業務委託	予定 総額 277,846,272	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	京和産業株式会社, 有限会社大成 浄美社, 大同興業株式会社, 有限 会社和田産業, 有限会社共栄産 業, 日進浄化槽センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
015 令和2年04月01日	し尿前処理施設保守管理業務委託	13,608,100	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	化工機プラント環境エンジ株式会 社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
016 令和2年04月01日	死獣収集運搬業務委託	予定 総額 53,231,376	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	京都かんきょう株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
017 令和2年04月01日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	14,875,140	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	京都硝子壺問屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
018 令和2年04月01日	使用済み蛍光灯の処理・処分等業務	予定 総額 5,747,500	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	野村興産株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
019 令和2年04月01日	令和2年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	147,098,000	環境政策局適正処理施 設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協 力会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号
020 令和2年04月01日	令和2年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託	予定 総額 70,234,560	環境政策局適正処理施 設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協 力会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号
021 令和2年04月01日	令和2年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	16,893,000	環境政策局適正処理施 設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関連 施設プール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
022 令和2年07月30日	東北部クリーンセンター持込ごみ運搬業務(8,9月)	予定 総額 7,751,700	環境政策局適正処理施 設部施設管理課	株式会社カンポ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
023 令和2年04月01日	令和2年度京都市南部資源リサイクルセンター プラント設備保守管理委託(その1)	25,850,000	環境政策局適正処理施 設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
024 令和2年06月30日	令和2年度京都市南部資源リサイクルセンター プラント設備保守管理委託(その2)	79,750,000	環境政策局適正処理施 設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
025 令和2年04月01日	令和2年度京都市北部資源リサイクルセンター プラント設備保守管理委託(その1)	30,800,000	環境政策局適正処理施 設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
026 令和2年04月01日	令和2年度京都市横大路学園 プラント設備保守管理委託(その1)	10,307,000	環境政策局適正処理施 設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
027 令和2年09月30日	令和2年度京都市横大路学園 プラント設備保守管理委託(その2)	28,930,000	環境政策局適正処理施 設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
028	令和2年04月01日	令和2年度京都市西部圧縮梱包施設 プラント設備保守管理委託(その1)	35,750,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
029	令和2年09月30日	令和2年度京都市西部圧縮梱包施設 プラント設備保守管理委託(その2)	18,040,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
030	令和2年04月01日	令和2年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	11,880,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	京都電子工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
031	令和2年08月20日	令和2年度ごみ処理帳票承認システム保守管理委託	7,146,480	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
032	令和2年09月18日	京都市南部クリーンセンター高濃度PCB廃棄物処理業務委託	13,892,340	環境政策局適正処理施設部施設整備課	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
033	令和2年06月19日	京都市南部資源リサイクルセンター整備工事 ただし、No. 1, 2, 3ペットボトル圧縮梱包機整備工事	60,500,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
034	令和2年07月30日	京都市西部圧縮梱包施設整備工事 ただし、2号破袋機整備工事	51,700,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
035	令和2年04月01日	令和2年度クリーンセンター残灰調査委託	6,754,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社環境総合リサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号
036	令和2年04月01日	塩化水素濃度連続分析計用試薬の購入	7,316,650	環境政策局適正処理施設部施設整備課	京都電子工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号
037	令和2年04月01日	令和2年度南部クリーンセンター自動計量システム保守管理委託	6,512,000	環境政策局南部クリーンセンター管理課	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
038	令和2年04月01日	令和2年度京都市廃食用油燃料化施設プラント設備保守管理委託	17,820,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
039	令和2年04月01日	令和2年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託(その1)	9,999,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
040	令和2年09月30日	令和2年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託(その2)	8,910,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
041	令和2年07月31日	令和2年度京都市南部クリーンセンター第二工場プラント設備保守管理委託(その2)	159,999,400	環境政策局南部クリーンセンター工場課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
042	令和2年04月01日	令和2年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破砕設備保守管理委託(その1)	7,480,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
043	令和2年04月01日	令和2年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その1)	164,670,000	環境政策局 東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	令和2年04月01日	令和2年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託	12,650,000	環境政策局 東北部クリーンセンター	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
045	令和2年05月25日	令和2年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	26,840,000	環境政策局 東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
046	令和2年04月01日	令和2年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その1)	74,800,000	環境政策局 北部クリーンセンター	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
047	令和2年04月01日	令和2年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	9,603,000	環境政策局 北部クリーンセンター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
048	令和2年07月20日	令和2年度京都市北部クリーンセンターDCS設備点検整備委託	5,973,000	環境政策局 北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
049	令和2年09月01日	令和2年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その2)	306,350,000	環境政策局 北部クリーンセンター	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
050	令和2年04月01日	京都市埋立事業管理事務所 車両管理システム点検保守管理業務委託	8,800,000	環境政策局埋立事業管理事務所	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度水素エネルギー普及促進事業 SHSを活用したFCV体験乗車事業
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市山科区北花山大林町55-1  
株式会社ホンダカーズ京都
- 6 契約金額（税込み）  
8,300,000円
- 7 契約内容  
本事業は、ホンダカーズ京都株式会社山科西店に設置するスマート水素ステーション（SHS）及びホンダ燃料電池自動車（FCV）「クラリティ」を活用し、市民等を対象とした体験乗車の実施を委託するものである。
  - （1）FCVのリース
  - （2）FCV体験乗車事業の運営
  - （3）FCV及びSHS等の維持管理
  - （4）FCV体験乗車実施効果等の検証
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、ホンダカーズ京都株式会社山科西店に設置されたSHS及びFCVを24時間管理・保管するとともに、運営に必要な電気、水道及び太陽光パネルを供給し、FCV体験乗車を企画から運営まで円滑に行う必要があるため、本契約を履行可能な事業者は、株式会社ホンダカーズ京都のみに特定される。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、特定の者しか契約を履行することができないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草池ノ内町13番地  
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）  
34,028,000円
- 7 契約内容
  - (1) 京（みやこ）エコライフプログラムの実施
  - (2) エコ学区ステップアッププログラムの実施
  - (3) 学習会の企画・運営等
  - (4) 環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の企画・運営
  - (5) エコ学区担い手セミナーの開催
  - (6) 学区への活動支援
  - (7) 周知
  - (8) エコ学区の活動調査書の作成，回収及び取りまとめ
  - (9) 情報報告及び提供
  - (10) 京都環境賞への対応
  - (11) 報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させることが必要である。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、随意契約する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、令和2年3月5日（木）から令和2年3月17日（火）までの期間に公告を行い、期日までに公益財団法人京都市環境保全活動推進協会から参加申込みがあった。（参加申込みは1者のみ。）

令和2年3月24日（火）に、令和2年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務受託候補者選定委員会を開催し、選定要項第6条に基づき、企画提案書に係る標記業務受託候補者選定プロポーザルヒアリングによって評価を行ったところ、評価基準を上回ったため、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会を受託候補者として選定した。

その選定結果を踏まえ、本市は、選定要項の第7条に基づき、同協会を受託候補者として決定した。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度こどもエコライフチャレンジ推進事業委託
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区帯屋町574番地  
特定非営利活動法人気候ネットワーク
- 6 契約金額（税込み）  
18,398,820円

### 7 契約内容

- (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成
- (2) 冊子の配送
- (3) 学習会の開催
- (4) エコライフ診断書の作成
- (5) 診断書の内容確認
- (6) 診断書の配送
- (7) 責任者及び運営スタッフに対する研修の実施
- (8) 市民ボランティアの参加
- (9) 小学校への対応
- (10) 運営会議の開催
- (11) フォローアッププログラムの実施
- (12) 実績報告書等の作成

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、全市立小学校で冊子「こどもエコライフチャレンジ」を用いて、夏休み又は冬休み後に学習会を開催し、参加した子ども達が地球温暖化問題について自ら考え体験することにより、家庭でのエコライフの実践継続を図るものである。

本業務の実施には、市民生活に伴う二酸化炭素排出の現状やその対策についての専門知識を有していること、冊子「こどもエコライフチャレンジ」の取組結果の集計・解析に必要な専門的な能力・経験・機器を有していること、全市立小学校での学習会の実施に対応するため、環境団体・各種ボ

ランティアスタッフ等とのネットワーク及び連絡調整能力等を持つことが必要である。

上記の理由により、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、令和2年3月5日（木）から令和2年3月23日（月）まで募集を行い、指定期日までに特定非営利活動法人気候ネットワークの1者から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、令和2年3月25日（水）に「令和2年度こどもエコライフチャレンジ推進事業に係る受託者選定委員会」を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準点を上回ったため、選定要項の第7条に基づき、特定非営利活動法人気候ネットワークを受託先として決定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和２年度京のアジェンダ２１推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和２年４月６日
- 4 履行期間  
令和２年４月６日から令和３年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草池ノ内町１３番地  
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）  
１０，８８６，０００円
- 7 契約内容
  - (1) ２０５０年までのＣＯ２排出量正味ゼロの実現に向けた機運醸成
  - (2) 再生可能エネルギーの普及拡大，省エネルギーの推進
  - (3) 京都環境コミュニティ活動の推進
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、「京のアジェンダ２１」に提言されている取組を推進していくものである。事業の実施に対する契約内容を履行可能なのは、以下に示す委託先の選定理由から「公益財団法人京都市環境保全活動推進協会」のみであり、特定の者しか契約を履行することができないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当し、競争入札に適しないので随意契約とするものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号  
 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本業務は、本市が平成９年１０月に策定した「京のアジェンダ２１」に示された取組の具体化と行動への誘導及びその評価と充実を図り、もって環境と共生する持続型社会を実現するために、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場を尊重しつつ協働するパートナーシップを前提として積極的に取り組む必要があるが、業務の実施に当たっては、地球温暖化対策に関する専門的な知識やノウハウを有するだけでなく、市域に事業効果を波及させるために、幅広い主体が参画し、ネットワー

クを形成している組織を通じて実施することが適当である。

京のアジェンダ21フォーラムは、この業務を円滑に進めるため、地球温暖化対策に関する専門的な知識やノウハウを有し、多様な主体が参画するネットワーク組織として、平成10年11月に設立された団体である。具体的には、事業者の取組への参加を促すことができる京都商工会議所、京都工業会といった事業者団体、地域で環境対策を含む様々な活動を展開されている京都市地域女性連合会等の市民団体、連携して対策を進めることができる豊富な経験を有したNPO等の民間団体、そして地球温暖化対策に関する専門的な知識を有する立場から助言できる学識経験者という多様で幅広い主体が参画しており、京都市域において、各主体の参加を促し、共に行動していくことを通じて地球温暖化対策を効果的に推進することのできる唯一の団体である。

平成31年4月に京のアジェンダ21フォーラムは、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会に統合され、その機能は公益財団法人京都市環境保全活動推進協会で行き続き実施されることから、同協会を本業務の委託先として選定するものである。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度省エネ行動促進プログラム実施業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和2年4月7日
- 4 履行期間  
令和2年4月7日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京内畑町41番3  
特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
- 6 契約金額（税込み）  
9,845,000円
- 7 契約内容
  - (1) 家庭の省エネ診断に関する窓口業務
  - (2) 家庭の省エネ診断会の実施
  - (3) うちエコ診断士の派遣
  - (4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督
  - (5) 効果測定及びアフターフォローの実施
  - (6) 診断方法の運用改善及び診断士の研修
  - (7) 二酸化炭素削減効果の分析及び資料作成
  - (8) 周知
  - (9) 連絡・調整
  - (10) 報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「家庭の省エネ診断」を実施する必要がある。そこで、①「うちエコ診断」の実施機関であること、②本業務を実施可能な「うちエコ診断士」の人数が確保されていること、③地球温暖化問題や省エネ等に精通していること、④地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、相手方との随意契約とする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、令和 2 年 3 月 5 日（木）から令和 2 年 3 月 17 日（火）までの期間に公告を行い、期日までに特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、令和 2 年 3 月 24 日（火）に「令和 2 年度省エネ行動促進プログラム事業に係る業務受託候補者選定プロポーザルヒアリング」を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準を上回ったため、選定要項の第 7 条に基づき、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議を受託先として決定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度すまいの創エネ・省エネ応援事業助成制度の申請に関する業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）12,265,000円  
（変更後）10,532,500円
- 7 契約内容
  - (1) 本事業の説明及び相談への対応
  - (2) 申請書様式等の印刷
  - (3) 申請書類等の受付
  - (4) 申請書類等の確認
  - (5) その他書類の受付及び確認
  - (6) 確認後の申請書類等の送付
  - (7) 創エネ・省エネ設備に関する問い合わせへの対応業務
  - (8) 本市の他の補助事業との連携
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務を効率的かつ効果的に実施するため、委託先に必要な能力及び条件は、次のとおりである。

  - (1) 助成制度の受付窓口として、申請書の確認や事前相談への対応等の豊富な実績を有していること
  - (2) 相談を行う機関として公的信用力を有していること
  - (3) 業務仕様書に基づき連携する他の助成事業である省エネルギーフォーム支援制度及び耐震改修支援制度と窓口を統一できること

以上の条件等を満たす者は一者しかなく、地方自治法第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」のうち、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2-(1)-ウに該当するため。

（変更理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、年度当初からの申請数が前年度と比べて大幅に落ち込んでおり、今後の経済状況の復調を踏まえても、当初想定件数の見込みを下回ることが予想されることから、減額変更を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他  
なし



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度河川水質調査委託
- 2 担当所属名  
環境政策局環境企画部環境指導課
- 3 契約締結日  
令和2年5月21日
- 4 履行期間  
令和2年5月22日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府吹田市垂水町2-36-27  
エヌエス環境株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,665,800円
- 7 契約内容  
水質汚濁防止法第15条に基づき、市域の公共用水域（河川）の水質汚濁の状況を把握することを目的として実施する常時監視業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務については、昨年度、早期契約による二度の競争入札を行った（令和2年2月及び3月）が、入札参加者がおらず入札不調となった。  
本業務は、京都府が定める年間計画において4月から実施することとなっていたため、早急に、計量証明事業者を中心に複数業者に受託を打診したが、本市予算額と事業者見積額に乖離があり、事業者見積額では大幅な予算不足となることから、5月に入っても受託者が決まらなかった。  
そこで、緊急対応として、年間計画に定められた4月及び5月に必ず実施しなければならない検査に限り、本市職員が河川から検体を採取し、検体検査を民間事業者等に委託した。  
上記の対応は、本市が法的義務を履行するために行った緊急対応であり、6月以降、年間計画に定められた検査に必要な検体を本市職員が採取することは、現在の人員体制では不可能である。  
また、本業務は、受託事業者の精度管理状況を確認する必要があるため、年間を通じて同一事業者に委託しなければ、精度管理状況の確認を効率的に行うことができない。  
よって、委託条件としては、①令和2年6月1日から対応できる、②年間（令和2年6月1日～令和3年3月31日）を通じて対応できる、③契約金額は本市予算内である、となる。  
本市は、事業者と調整がしていない上記委託条件「③契約金額は本市予算内である」に対応するために、緊急措置として法的義務ではない業務を除いた仕様書（約4,400千円減額）を作成のうえ、再度複数事業者へ打診した。

結果、エヌエス環境株式会社1者のみ対応が可能であるとの回答であったため、エヌエス環境株式会社と随意契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地  
日本通運株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,940,000円
- 7 契約内容  
京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和2年2月7日、「京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託並びに京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託」に係る競争入札を実施し、業者選定を行ったが予定価格を超過したため、入札不調となった。  
本業務は、次年度も切れ目なく実施していく必要があるため、当該入札に参加した日本通運株式会社と価格交渉し、契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託について
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地  
日本通運株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）7,856,200円
- 7 契約内容  
京都市家庭ごみ収集用指定袋の配送業務及び在庫調査業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和2年2月7日、「京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託並びに京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託」に係る競争入札を実施し、業者選定を行ったが予定価格を超過したため、入札不調となった。  
本業務は、次年度も切れ目なく実施していく必要があるため、当該入札に参加した日本通運株式会社と価格交渉し、契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草池ノ内町13  
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）  
33,550,000円
- 7 契約内容
  - (1) 2R型ライフスタイルへの転換に向けた事業
  - (2) リサイクルの確実な推進に関する事業
  - (3) 地域ごみ減量推進会議の活性化に関する事業
  - (4) 取組の集約及び最新の知見の収集・発信に関する事業

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市のごみ減量の取組を推進し、循環型社会の構築を図るため、ごみ減量の普及啓発及び実践活動並びに地域におけるごみ減量活動を支援するものであり、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場を尊重しつつ、協働するパートナーシップを前提として積極的に取り組み、市民のごみ減量に関する意識の高揚化を図るとともに、地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することにより、ごみ減量ひいては、環境を大切にしまちと暮らしの実現を目指すものであるが、その実施に当たっては、事業者、各種任意団体などの参画はもちろんのこと、地域で自主的にごみ減量活動に取り組む団体などとも幅広いネットワークを形成している組織を通じて実施することが適当である。

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会（以下「協会」という。）は、この業務を円滑に進めるためのごみ減量活動に関する専門的な知識やノウハウを有し、多様な主体が参画するネットワーク組織として平成8年11月に設立された京都市ごみ減量推進会議（以下「ごみ減」という。）と統合した団体である。

具体的には、事業者への取組への参加を促すことができる京都商工会議所、京都工業会、京都府中小企業団体中央会といった事業者団体、連携してごみ減量対策を推進することができる豊富な経

験を有したNPO等の民間団体、ごみ減量に対する専門的な知識を有する立場から助言できる学識経験者、何より、コミュニティ回収や落葉の堆肥化といった各地域でごみ減量に関する自主的な活動を実現している「地域ごみ減量推進会議」（各学区を基本単位として全市に206団体（222学区中199学区）設置されている団体）など、多様で幅広い主体が520団体も参画しており、京都市域において、各主体の参加を促し、共に行動していくことを通じて事業を効果的に推進することができる唯一の団体である。

以上のことから、本事業の趣旨を的確にとらえ、効果的に推進することが可能なのは、これまで本事業を実施してきたごみ減の機能・事業等を引き継ぐ協会のほかにないため、協会との随意契約を行うもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日  
令和2年6月12日
- 4 履行期間  
令和2年7月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地  
日本通運株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
77,101,200円
- 7 契約内容  
京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和2年2月7日「京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託並びに京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託」に係る競争入札を実施し、業者選定を行ったが予定価格を超過したため、入札不調となった。  
令和2年6月11日、再度入札に付し、業者選定を行ったが予定価格を超過したため、入札不調となった。  
その後、当該入札に参加した日本通運株式会社京都支店と価格交渉を行い、競争入札における予定価格の制限の範囲内で、見積書の提示を受けたため、契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託について
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日  
令和2年6月12日
- 4 履行期間  
令和2年7月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地  
日本通運株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）76,899,784円
- 7 契約内容  
京都市家庭ごみ収集用指定袋の配送業務及び在庫調査業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和2年2月7日「京都市家庭ごみ収集用指定袋の保管等業務委託並びに京都市家庭ごみ収集用指定袋配送業務及び在庫調査業務委託」に係る競争入札を実施し、業者選定を行ったが予定価格を超過したため、入札不調となった。  
令和2年6月11日、再度入札に付し、業者選定を行ったが予定価格を超過したため、入札不調となった。  
その後、当該入札に参加した日本通運株式会社京都支店と価格交渉を行い、競争入札における予定価格の制限の範囲内で、見積書の提示を受けたため、契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「食品ロス削減推進事業」PR業務
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日  
令和2年7月30日
- 4 履行期間  
令和2年7月30日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区御池通東洞院西入ル笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル7階  
株式会社日商社
- 6 契約金額（税込み）  
金10,569,900円
- 7 契約内容  
食品ロス削減の普及・啓発を目的とする企画運營業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、食品ロス削減に向け、本市が取り組む「食べ残しゼロ推進店舗認定制度」の普及拡大、「食品ロス削減月間」での啓発キャンペーン、「30・10（サーティ・テン）運動」のPR等、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図ることを目的に、市民、事業者と一体となった取組を実施する企画、運営等について実施するものである。  
本業務は、市内多数の食品スーパーや飲食店等に対し、本事業の趣旨を理解していただき、連携を求めることが必要であり、かつ、イベントの実施や広報活動によって、市民へ広く周知する能力が求められるため、受託者の能力、経験等に基づくノウハウ等により、事業設計やPR効果に顕著な差異が現れる。  
また、厳正かつ確かな技術的展望に基づいた事業設計や企画調整、プロモーション活動の実施という目的をより効果的かつ効率的に達成するため、価格によって契約の相手方を決定する競争入札に適しておらず、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定を行ったもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
し尿収集及び運搬業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽角田町89番地  
京和産業株式会社  
  
京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2  
有限会社大成浄美社  
  
京都市西京区桂上野中町249番地  
大同興業株式会社  
  
京都市南区上鳥羽川端町21番地の1  
有限会社和田産業  
  
京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地  
有限会社共栄産業  
  
京都府亀岡市安町大池11番地  
日進浄化槽センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）277,846,272円
- 7 契約内容  
本市の市域内のくみ取り便所において発生するし尿を収集し、し尿前処理施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を

有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることを求めている。

上記の要件を満たし、かつ、本市市域内の地理的条件等に精通し、長年の経験に基づく信用、技術により、円滑に業務を実施する能力を有する業者は、上記契約先である6業者のみであるため、本業務について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
し尿前処理施設保守管理業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号  
化工機プラント環境エンジ株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）  
13,608,100円
- 7 契約内容  
し尿前処理施設の点検整備を行い、機能を損なうことなく正常に稼働させるために、経常の整備及び保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
し尿前処理施設は、三菱化工機株式会社の独自技術による設備の他、同社の設計及び設計思想を基にした指示に基づき、他社が製作した設備等を使用している。これら一連の設備全体をソフトウェアにより制御し、各設備が密接に連携しながら、施設全体が最適な稼働状態となることで、し尿等を最適な状態で下水道に放流するために必要な性能を発揮している。  
したがって、本業務のためには、個々の機器の構造及び詳細な技術情報だけではなく、各設備において必要な同社の独自技術及び施設全体の構造及び関連性を把握していることが必要である。  
本業務において必要な施設の詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、詳細な情報を有する者は本設備のプラントメーカーである三菱化工機株式会社以外に存在しないが、三菱化工機株式会社が設置したプラント設備に係る維持管理、メンテナンス及びアフターサービスに係る業務については、それらを専門とした同社の子会社である化工機プラント環境エンジ株式会社が担当しており、本業務を履行できる者は同社に限定されるため、同社との間に随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
死獣収集運搬業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西院東中水町8・9番地  
京都かんきょう株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）53,231,376円
- 7 契約内容  
本市の市域内における事業活動等から発生するもの以外の動物の死体を収集し、本市が指定する施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条においては、委託の基準として「受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」を求めており、本業務の遂行に必要な人員、機材等を必要数保有し、相当な業務経験を有する業者が限られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本件委託業者は、本業務の遂行に必要な人員、機材等を必要数保有しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の各号の規定に基づいて行った施設、機材、財政的基礎の審査に適合し、本件業務の実施に関し相当の経験を有しているものである。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
リユースびん等の拠点回収に係る業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区島津町152番地  
京都硝子壺問屋協同組合
- 6 契約金額（税込み）  
14,875,140円
- 7 契約内容  
リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的としている。そのため、当該業務の遂行には、リユースびんの回収から出荷までを一貫して実施できる体制、多種多様なリユースびんとワンウェイびんの選別についての専門知識、及びリユースびんを洗浄する技術を必要とするとともに、リユースびんを確実にリユースできる酒造メーカーへの販路を確保していることが必須である。当該能力を有するのは、国内では専門の洗びん業者のみであり、全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決まっていることから、京都エリアにおける洗びん業者は京都市硝子壺問屋協同組合のみである。  
このため、「性質及び目的が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当することから、京都市硝子壺問屋協同組合と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。

- 11 その他  
特になし。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
使用済み蛍光管の処理・処分等業務
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区高麗橋2丁目1番地2号  
野村興産株式会社 関西営業所
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,747,500円
- 7 契約内容  
「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）に基づき、蛍光管の安全で適正な処理・処分を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「水銀に関する水俣条約」の採択や、自治体に水銀含有製品の適正な処理の努力義務を課した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布など、近年、水銀含有製品の安全で・適正な処理の推進が求められている。  
こうした背景の下、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）と厚生省（当時）が、安全で適正な蛍光管の処理を担保するため、「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）を策定しており、本市においても、更に適切な処理を行うため、全都清の「処理計画」に基づき蛍光管の処理・処分等を行うこととした。  
「処理計画」では各業務を行う委託業者があらかじめ指定されており、処理・処分については、野村興産株式会社が実施することとされているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの2-2-（1）-ウに基づき、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。

11 その他  
特になし。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会（京都市伏見区桃山町本多上野84）
- 6 契約金額（税込み）  
147,098,000円
- 7 契約内容  
京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の公の施設である横大路福祉工場について、平成11年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。  
この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が平成29年4月1日から令和4年3月31日まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。  
さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会（京都市伏見区桃山町本多上野84）
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）70,234,560円  
内訳 処理量：3,200t, 委託単価：21,948.3円/t
- 7 契約内容  
プラスチック製容器包装の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成19年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。  
京都市横大路学園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を平成29年4月1日から令和4年3月31日の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック製容器包装の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。  
さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和2年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会

### 6 契約金額（税込み）

16,893,000円

### 7 契約内容

京都市北部クリーンセンター関連施設の管理，必要経費（共用部分に係る電気，水道料金，電話使用料，テレビ受信料等）の支払，その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は，北部クリーンセンターの建替えに際し，地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には，やまごえ温水プールに加え，グラウンドや会議室が設置され，地元住民など多くの利用を得ている。

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は，関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で，本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。

本件委託業務は，温水プールの管理運営をはじめ，グラウンドや会議室の貸出業務，更には，公共料金の支払い等，地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。

関連施設は，その建設経緯から，地元地域住民を中心とした利用形態となっており，運営委託先の経営努力により，経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく，更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには，周辺地域住民との関係上，一定の行政関与が必要である。

本件について入札を行った場合，委託先が変わることを前提とせざるを得ず，落札業者が地元住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合，関連施設の運営のみならず北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなる。

以上の理由から，本件は競争入札における契約にはなじまず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により，契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
東北部クリーンセンター持込ごみ運搬業務（８，９月）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和２年７月３０日
- 4 履行期間  
令和２年８月１日から令和２年９月３０日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
株式会社カンボ  
京都市伏見区羽束師古川町２３番地
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額） 7, 751, 700円
- 7 契約内容  
東北部クリーンセンター（以下、「東北部ＣＣ」という。）において、６月１８日に発生した焼却炉本体の不具合により、焼却炉が稼働できない状態となったため、東北部ＣＣ受け入れた市民持込ごみを南部クリーンセンターへ再搬する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本再搬業務は、東北部ＣＣで生じた焼却炉の不具合による稼働停止に伴い、東北部ＣＣに搬入される一般廃棄物を南部ＣＣで処理するために、東北部ＣＣから南部ＣＣまで運搬するものである。  
本業務は、焼却炉の不具合発生後の令和２年６月２９日から本市が保有する車両（8,10t ダンプ車）を用いて運搬する方法により、本件とは別の京都かんきょう株式会社との契約により実施していたが、この運搬方法では、１台当たり約3.5tしか積み込むことができていないため、輸送量の制約が生じていた。  
東北部ＣＣにおいては、盆休みにおける市民持込ごみ量の増加及び焼却炉の再稼働に先立って、受入再開を検討している事業ごみに対応するため、輸送量を増加させ、速やかにごみピット貯留量を減少させる必要があることから、現行の方法よりも効率的な運搬方法を検討してきた。  
その結果、「アームロール車（荷台部分（コンテナ）脱着式車両）」を使用し、取り外したコンテナに重機により積み込みを行うことで、１台当たりの積載量が現在と比較し約1.5倍となることが確認できたため、京都かんきょう株式会社との契約の終了後から東北部ＣＣ復旧までの間においては、運搬方法の変更を行うこととした。

運搬方法の変更により、業務開始後の廃棄物の積み込み方法や実際の輸送量等の履行状況を踏まえ、より効率的な運搬方法の検討（複数の業者との協議及びクリーンセンターにおける積み込み及び積み下ろし作業を試験的に実施する等）を行う必要があったため、新たな契約の開始予定日である8月1日までに競争入札により契約先を選定する期間を確保することが不可能であった。

一方で、本業務による一般廃棄物の運搬を行わない場合、東北部CCでの一般廃棄物の受入れを中止せざるを得ず、市民生活に大きな影響が生じることから、地方自治法第167条の2第1項第5号により、随意契約を締結する。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

#### 10 契約の相手方の選定理由

契約相手方の条件として、搬送車両のアームロール車を手配できることとしており、契約先選定に当たり、本市における廃棄物運搬業務の契約実績を有する株式会社カンポ、京都かんきょう株式会社、洛北運輸株式会社に見積もり依頼を行ったところ、株式会社カンポ以外の2社は当該車両を用意することができないとの回答であった。

このため、本業務の条件に対応可能な業者は、株式会社カンポのみであることから、株式会社カンポを契約相手方に選定した。

#### 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
25,850,000円
- 7 契約内容  
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といったプラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理

を行うことが不可能である。

なお、再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年6月30日
- 4 履行期間  
令和2年7月1日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
79,750,000円
- 7 契約内容  
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理

を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要であり、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング(株)と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
30,800,000円
- 7 契約内容  
北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。  
本施設の各設備は、プラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋・除袋機、風力比重選別機、びんカレット色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカー独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基き、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設においては、プラ

ントメーカー自ら開発した独自技術の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基き、他者が作成した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。従って、再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結している。

なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号  
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,307,000円
- 7 契約内容  
横大路学園プラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによつて所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年9月30日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号  
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
28,930,000円
- 7 契約内容  
横大路学園プラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号  
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）  
35,750,000円
- 7 契約内容  
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が生かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、本委託業者において必要な設備に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、本施設を建設したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年9月30日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号  
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）  
18,040,000円
- 7 契約内容  
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、本委託業者において必要な設備に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、本施設を建設したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区大手前1-7-31  
京都電子工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,880,000円
- 7 契約内容  
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本契約の履行には、①「機器の構造等に関する技術情報を有していること」、②「各機器の演算プログラム等に関する技術情報を有していること」、③「保守点検業務の適用範囲で軽微な修理が可能であること」が必要となる。  
①「機器の構造等に関する技術情報」については、点検対象機器の機能を正確に把握し、機器の内部構造の正確な技術情報を有していなければならない。  
②「各機器の演算プログラム等に関する技術情報」については、連続分析計の情報処理制御システムに内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、その他のプラント各機器の分析データを取り込み、演算プログラムで適正処理し、制御されているため、システム又は各機器全体において、非正常な状態にあると判断されるため原因を解析しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、各演算プログラムの内容について詳細な情報を有していなければ相互間のデータの調整が実施できない。  
③「保守点検業務の適用範囲」については、業務内容に軽微な修理を伴う作業を含んでいるため、保守点検に必要な技術情報を有することに加え、軽微修理の手順、方法等に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることが必要となる。また、各演算プログラムは、製造業者が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術

情報は、製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また、公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、他へは供与していない。

よって、契約の履行に必要な技術情報を有する者が製造業者である京都電子工業㈱に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しない。

前述の理由により、製造業者である京都電子工業㈱と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度ごみ処理帳票承認システム保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年8月20日
- 4 履行期間  
令和2年9月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7, 146, 480円
- 7 契約内容  
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「ごみ処理帳票承認システム」は、各クリーンセンターで作成しているごみ処理帳票（日報・月報・年報について各クリーンセンターで承認済か否かの判別を含む）のデータを、セキュリティを高めた専用光回線（NTT西日本のフレッツ・VPN ワイド）を用いて、本庁（適正処理施設部内に設置）のデータサーバーPCにて見ることができる遠方確認システムである。  
本委託業務は、「ごみ処理帳票承認システム」が所定の機能を継続して発揮できるよう、各機器及びシステム全体の点検整備を実施し、軽微な不具合の修復、故障時の緊急対応を実施し、システムを保守管理するものである。このようなシステムの設計及び使用しているソフトウェアやプログラムの情報は、メーカーのノウハウに基づいた独自技術を用いており、その情報等は公開されていない。これらの必要条件を全て満たす者は、当該施設の設計・施工を行ったメーカーしか存在しないため、契約を履行できる相手方はメーカーに特定される。  
ただし、メーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市南部クリーンセンター高濃度PCB廃棄物処理業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年9月18日
- 4 履行期間  
令和2年9月19日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
13,892,340円

### 7 契約内容

本件は、南部クリーンセンターに保管している高濃度PCB廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十条に基づき、期間内に処分を行うため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所（JESCO北九州）と契約を行い、適正に高濃度PCB廃棄物を処分するもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、変圧器、コンデンサ等の電気機器の絶縁油等に利用されていたが、毒性が強いことが明らかになり、現在は新たな製造が中止されている物質である。

環境政策局所管施設で使用していたPCBを含む電気機器のうち、高濃度PCBを含む安定器及び汚染物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）は、南部クリーンセンター内で一括保管している。

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）」に基づき、高濃度PCB廃棄物は、令和2年度末、低濃度PCB廃棄物は令和9年度末までに処理を行わなければならない、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（環境省令和元年12月20日改訂版）」により、京都府地域の高濃度PCB廃棄物処理は、JESCO北九州で処理を行うことと定められている。

よって、本案件の契約は、JESCO北九州と随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市南部資源リサイクルセンター整備工事  
ただし、No. 1, 2, 3ペットボトル圧縮梱包機整備工事
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年6月19日
- 4 履行期間  
令和2年6月20日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
60,500,000円
- 7 契約内容  
京都市南部資源リサイクルセンターの再生設備である、No. 1, 2, 3ペットボトル圧縮梱包機を整備するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
南部資源リサイクルセンターは、缶・びん・ペットボトルの選別・リサイクル処理する施設である。当該施設は、JFEエンジニアリングが独自に開発した技術やノウハウを駆使して設計・施工された総合プラントである。  
本工事で整備するNo. 1, 2, 3ペットボトル圧縮梱包機は、振り分けられたペットボトルを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の定める品質ガイドラインの基準を満たすように圧縮し、梱包する設備である。No. 1, 2, 3ペットボトル圧縮梱包機はリサイクル設備の専用設計である。このため、本設備は独自の特許技術をもとに製造・施工が行われた。  
また、ペットボトル圧縮梱包機には、その前処理工程で接続しているペットボトル振分コンベヤ及びペットボトル振分ダンパとの適合性を詳細に確認し、整備後のプラントの安全な稼働が確実に担保される必要がある。  
本件のNo. 1, 2, 3ペットボトル圧縮梱包機整備工事にあたってこれらの条件を満たすものは、当該施設の設計・施工を行ったJFEエンジニアリングのみであることから、同社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

工事名	京都市南部資源リサイクルセンター整備工事 ただし，No. 1， 2， 3 ペットボトル圧縮梱包機整備工事
工事場所	京都市伏見区横大路千両松町447
工事概要	本工事は，京都市南部資源リサイクルセンターの再生設備であるNo. 1， 2， 3 ペットボトル圧縮梱包機を3基分について整備するものである。
工期	契約の翌日から令和3年3月31日まで

(内訳総括)

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	41,640,350	
2 共 通 費	一式	14,449,650	
共通仮設費	一式	1,465,740	
現場管理費	一式	6,534,883	
一般管理費等	一式	6,449,027	
工事価格	一式	56,090,000	
消費税相当額	一式	5,609,000	
請負工事費	一式	61,699,000	









## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市西部圧縮梱包施設整備工事 ただし、2号破袋機整備工事
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年7月30日
- 4 履行期間  
令和2年7月31日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号  
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）  
51,700,000円
- 7 契約内容  
京都市西部圧縮梱包施設の受入供給設備である、2号破袋機を整備するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
西部圧縮梱包施設は、本市内で排出されるプラスチック製容器包装を受け入れ、収集袋や異物を除去したのち、圧縮梱包処理を施して再商品化事業者に出荷するプラスチック製容器包装中間処理施設であり、(株)タクマが独自に開発した技術やノウハウを駆使して設計・施工された総合プラントである。  
本工事で整備する2号破袋機は、受け入れたプラスチック製容器包装の収集袋を自動で破るための装置であり、本施設専用設計のもと、独自の技術やノウハウを駆使して製造・施工されている。  
また、破袋機の更新にあたっては、前段の供給コンベヤ及び後段の手選別コンベヤとの適合性や、処理系統全体の制御等を詳細に確認し、整備後のプラントの安全かつ安定的な稼働が確実に担保される必要がある。  
本工事を施工するにあたって、これらの条件を満たすものは、当施設の設計・施工を行った株式会社タクマに限られることから、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

工事名	京都市西部圧縮梱包施設整備工事 ただし， 2号破袋機整備工事
工事場所	京都市西京区大枝沓掛町26番地
工事概要	本工事は，京都市西部圧縮梱包施設の受入供給設備である， 2号破袋機を1基分について更新するものである。
工期	契約の日の翌日から令和3年3月31日まで

(内訳総括)

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	34,862,900	
2 共 通 費	一式	12,787,100	
共通仮設費	一式	1,275,224	
現場管理費	一式	5,948,539	
一般管理費等	一式	5,563,337	
工事価格	一式	47,650,000	
消費税相当額	一式	4,765,000	
請負工事費	一式	52,415,000	









## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
令和2年度クリーンセンター残灰調査委託

2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課

3 契約締結日  
令和2年4月1日

4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
株式会社環境総合リサーチ

6 契約金額（税込み）  
6,754,000円

7 契約内容

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日環整95号）の通達に基づき、焼却灰の熱しゃく減量を月に1回の頻度で測定する。また、飛灰処理物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、重金属等の溶出量を測定する。

なお、これらの焼却灰等は東部山間埋立処分地に埋立処分されることから、当該施設の適正な維持管理のため、物理組成を詳しく把握するための調査を行う。

上記の調査については、計量証明事業登録を受けた者に委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和2年度分の入札を令和2年1月29日から2月5日まで実施したが応札者がおらず、不調となったため、履行能力のある3社に見積依頼を行ったところ、1社からのみ見積書の提出を受けた（他の2社からは、人手不足を理由とした見積辞退届が提出された。）。

見積書の提出のあった業者と価格交渉を行った結果、競争入札における予定価格の制限の範囲内による見積書の提出を受けた。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、(株)環境総合リサーチと随意契約を締結する。

9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

10 契約の相手方の選定理由

見積合わせにより、最も安価であったため

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
塩化水素濃度連続分析計用試薬の購入
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都電子工業株式会社  
大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
- 6 契約金額（税込み）  
7,316,650円
- 7 契約内容  
京都市クリーンセンターと大気観測局に設置してある塩化水素濃度連続分析計に使用する試薬の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件は、契約課により競争入札を実施したが、応札業者がなく不調となった。  
入札不調を受けて4社に見積依頼を行ったところ、2社から見積書の提出を受け、他の2社からは見積辞退の回答があった。  
見積書の提出のあった2社と価格交渉を行った結果、1社（京都電子工業㈱）から、競争入札における予定価格の制限の範囲内による見積金額の提示を受けた。  
以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第8号により、京都電子工業㈱と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度南部クリーンセンター自動計量システム保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター管理課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市東成区東小橋1丁目12-10 シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,512,000円
- 7 契約内容  
南部クリーンセンターで運用している自動計量システムの定期及び臨時の点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
クリーンセンターでは、搬入されるごみの車両重量を計量し、その計量データの集計や帳票の作成などを行う電算システムである自動計量システムを運用している。本システムは、システム全体を管理集約するサーバーを中心に、トラックスケール、遮断ゲート、車番読取装置、マークシートリーダー、ごみ処理手数料の自動徴収を行う精算機といった機器、それらの機器の制御やごみ量の帳票作成を行うクライアント（端末PC）をLANで接続したシステム構成となっている。  
本業務遂行のためには、各機器の構造及び制御プログラム等に関する詳細かつ正確な技術情報を有している必要がある。また、軽微な修理を行うこともあるため、修理の手順・方法に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることも必要である。  
光ネットワークを用いてデータ送信・解析を行う本システム独自の機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術情報及び交換のためのプログラム等これらの知見については、他社に公開されおらず、契約の履行に必要な技術情報を有するものは、設計・開発した当該業者に限られることから、当該業者と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市廃食用油燃料化施設プラント設備保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
17,820,000円
- 7 契約内容  
プラント設備の保守管理

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### (1) 契約履行に必要な技術情報等

契約履行のためには、次に示す技術情報を有している必要があるが、その技術情報は、本市を含めた他者へは供与されておらず、公開もされていないため、その技術情報を有している者は、プログラム等を独自に開発した製造業者しかいない。

ア 点検時に正常に稼働するかどうかの確認を行うためには、点検対象機器の機能について正確な技術情報を有していなければならない。また、部品交換を行うためには、点検対象機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。

イ 燃料製造プラントの各機器全体は自動制御システムに内蔵されたプログラムによって稼働しており、プログラムからの指令により制御されている。自動制御システム又は機器全体について、非正常な状態にあると判断され、原因を解析究明しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、自動制御システムのプログラム内容について詳細な情報を有していなければ実施できない。

#### (2) 整備に必要な部品等

点検整備に必要なプログラム及び特殊部品については、製造業者が有しており、他者へは供与していない。

以上により、契約の履行に必要な条件を有している者は、製造業者のみに限られているため、製造業者である日立造船株式会社と随意契約を締結する。



9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原一丁目1番1号 JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,999,000円
- 7 契約内容  
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントであり、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となる。  
ごみクレーンの自動制御（ソフト）及びごみピット火災検知装置については、プラントメーカー独自の設計思想に基づき設計されている。特に、ごみピットの番地割の設定は、ごみクレーンの自動運転におけるクレーンの位置検出やごみピット火災時における火災発生場所の検知において重要事項であるため、当該設備のシステム、ごみピットの構造、投入ゲート及び投入ホッパの位置情報などに精通しているものでなければ、点検、調整、修理等の保守管理業務を的確に遂行することは出来ず、当該設備に係る詳細な情報は、プラントメーカー以外の他者には、公開されていない。  
ごみ焼却炉設備は、プラントメーカー独自の設計思想に基づき建設されていることから、焼却炉などのプラント設備等の構造が特殊なため、当該施設（プラント）の稼働状況や設備構造を十分熟知し、精通しているものでなければ、廃棄物の除去など適切な手順を選定し、的確な閉鎖作業を遂行することは、不可能であるとともに、このプラント設備に係る構造等の詳細な情報は、プラントメーカー以外の他者には、公開されていない。  
また、廃棄物除去の際においては、焼却設備や灰出設備などといった既存のプラント設備を運転しながら作業をする必要があるため、当該施設を熟知しない者が作業することで、機器等の操作を誤れば、作業者が被災するばかりか、ダイオキシン類等の有害物質が周辺環境に漏えいしてしまう

恐れさえ生じる。

以上のことから、本委託業務は、当該施設のプラント設備を熟知し、ダイオキシン類のばく露防止対策など、十分な知見を有するプラントメーカーでなければ、本委託業務を遂行することができないため、業務を履行できる者は、プラントメーカー以外存在しないことから、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日  
令和2年9月30日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原一丁目1番1号 JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,910,000円

### 7 契約内容

ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントであり、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となる。

ごみクレーンの自動制御（ソフト）及びごみピット火災検知装置については、プラントメーカー独自の設計思想に基づき設計されている。特に、ごみピットの番地割の設定は、ごみクレーンの自動運転におけるクレーンの位置検出やごみピット火災時における火災発生場所の検知において重要事項であるため、当該設備のシステム、ごみピットの構造、当入ゲート及び投入ホップの位置情報などに精通しているものでなければ、点検、調整、修理等の保守管理業務を的確に遂行することは出来ず、当該設備に係る詳細な情報は、プラントメーカー以外の他者には、公開されていない。

ごみ焼却炉設備は、プラントメーカー独自の設計思想に基づき建設されていることから、焼却炉などのプラント設備等の構造が特殊なため、当該施設（プラント）の稼働状況や設備構造を十分熟知し、精通しているものでなければ、廃棄物の除去など適切な手順を選定し、的確な閉鎖作業を遂行することは、不可能であるとともに、このプラント設備に係る構造等の詳細な情報は、プラントメーカー以外の他者には、公開されていない。

また、廃棄物除去の際においては、焼却設備や灰出設備などといった既存のプラント設備を運転しながら作業をする必要があるため、当該施設を熟知しない者が作業することで、機器等の操作を誤れば、作業者が被災するばかりか、ダイオキシン類等の有害物質が周辺環境に漏えいしてしまう

恐れさえ生じる。

以上のことから、本委託業務は、当該施設のプラント設備を熟知し、ダイオキシン類のばく露防止対策など、十分な知見を有するプラントメーカーでなければ、本委託業務を遂行することができないため、業務を履行できる者は、プラントメーカー以外存在しないことから、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市南部クリーンセンター第二工場プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日  
令和2年7月31日
- 4 履行期間  
令和2年8月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
159,999,400円
- 7 契約内容  
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検，保守，整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ処理施設は，主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり，形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって，所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。  
ごみ処理施設においては，プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他，プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき，他者が製作した設備等を使用しうえて，これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し，必要な性能を発揮している。したがって，ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには，プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で，施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには，各々を分離することはできない。  
また，ごみ処理施設の性質上，常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから，各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他，故障や性能低下等の非常事態が発生したときには，故障復旧等迅速な対応が必要であるが，そのためには，各機器の構造等，詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。  
以上のとおり，本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は，他者には，公開されておらず，プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため，当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,480,000円
- 7 契約内容  
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。  
破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲についてはプラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計・製造したプラントメーカーが独自のノウハウに基づいて判断している。したがって交換・補修等の修理を必要とする状況にあるか否かの正確な判断はプラントメーカー以外のものには不可能である。  
さらに、破碎機の運転は、メーカー独自のソフトウェアを用いて制御されており、他の設備と組み合わせて、処理能力等の所定の性能を発揮しているが、この独自ソフトウェアは公開されておらず、ソフトウェアの調整にはメーカー独自の技術が必要で、建設したプラントメーカー以外の者では行うことができない。  
よって、主要設備の点検・調整・修理等の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため。



9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
164,670,000円
- 7 契約内容  
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市南初島町12番地の6  
株式会社アセック
- 6 契約金額（税込み）  
12,650,000円
- 7 契約内容  
本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介しての機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみ

が有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年5月25日
- 4 履行期間  
令和2年5月25日から令和2年8月25日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地  
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
26,840,000円
- 7 契約内容  
プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計制作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8項「随意契約の理由」に同じ



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
74,800,000円
- 7 契約内容  
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。  
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。  
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。  
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由



上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F  
株式会社島津アクセス
- 6 契約金額（税込み）  
9,603,000円
- 7 契約内容  
排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、株式会社島津製作所のみが有している。  
しかしながら、株式会社島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一、株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても株式会社島津アクセスのみに供与しており、他へは供与していない。  
上記の技術情報等は、本分析計を独自開発した製造業者から技術情報の供与を受けている株式会社島津アクセスのみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約する。  
なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ株式会社が受託していたが、分社により、株式会社島津アクセスが当該業務分野を引き継いでいる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市北部クリーンセンターDCS設備点検整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年7月20日
- 4 履行期間  
令和2年8月3日から令和2年10月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地  
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,973,000円
- 7 契約内容  
ごみ焼却プラントの各機器の運転制御を行うDCS設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
クリーンセンターのごみ焼却プラントは、様々な機器や設備が一体となって正確に動することで性能を発揮するものであり、絶えず変化する各種流体（水、蒸気、空気等）の流量や圧力、温度等を監視し、適正な状態となるように各機器を制御している。北部クリーンセンターでは、この運転制御はDCS（distributed control system）によって行なわれている。  
本委託業務にあたっては、各機器を制御しているソフトウェアと密接な関係にあることから、DCS設備の原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知している者でなければ履行することが出来ない。DCSは独自設計で、DCS設備の全てを掌握しているのは設計及び施工を行った者のみが有するものであるため、本委託業務を実施できるのは当該設備を設計施工した業者のみである。  
DCS設備は、株式会社島津製作所が独自の技術によって設計作成した特殊製品であり、この独自技術に関する情報は、製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社を除き、他者には公開されていない。したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有するのは、島津システムソリューションズ株式会社に限定されているため随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和2年9月1日
- 4 履行期間  
令和2年9月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
306,350,000円
- 7 契約内容  
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。  
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。  
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。  
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市埋立事業管理事務所 車両管理システム点検保守管理業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市東成区東小橋1丁目12番10号  
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,800,000円
- 7 契約内容  
当該車両管理システムは、東部山間埋立処分地に焼却灰等を搬入する車両の入退出管理、自動計量及び帳票を作成するための設備、同処分地の敷地内に進入するすべての車両の入退出管理を行う設備等により構成されている。  
本契約は、当該車両管理システムを正常に稼働させるための点検保守管理業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本車両管理システムは、当初の設計施工業者が独自の技術により設計施工したものである。一連の設備はすべてが連動しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。当該設備を点検保守管理するためには、設備全体を制御しているソフトウェアを含め、設計施工業者の独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要であるため、シンワシステム株式会社と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他